

公告第九九六号

健康保険法第四七条第二号の規定により、平均標準報酬月額（任意継続被保険者の上限標準報酬月額）が左記のとおり決定したので公告する。

平成二九年十月三十日

愛知県農協健康保険組合 理事長 前田 隆



記

一、平均標準報酬月額（平成二九年九月三〇日現在）
三三一，二七一円

二、標準報酬の基礎となる報酬月額及び適用年月日

（一） 上限標準報酬月額

三四〇千円

（二） 適用年月日

自…平成三〇年四月一日

至…平成三一年三月三十一日